

【お詫びと訂正】

福 原 裕 二

本誌第17号掲載の「『竹島』関連言説の検討—問題を問題として捉える側の省察という方法論の示唆」(61-76頁；以下、当該論文)に記載・掲載した記述内容・図表について、次の通りの説明を行い、訂正並びにお詫びを申し上げます。

当該論文69頁6～11行目の記述について

本記述は、2006年10月21日に開催された小規模な研究会において、藤井賢二氏が「日韓会談の中の竹島問題」と題して研究報告を行った内容及びレジュメに基づくもので、氏の先駆的な研究業績の一部に依ります。従って、本記述は、結果的に藤井賢二氏の未公表の研究成果を利用し、氏が行うべき公表の権利を毀損するような内容となるため、以下の通り訂正いたします。

「この数年間の正常化交渉の場では、韓国側は一貫して『竹島問題は日韓会談の議題ではない』との原則的立場を崩さなかった。これに対して日本側は、1954年9月25日に提起した、竹島／独島領有権問題の国際司法裁判所への付託を基本的な立場としつつ、当初の『竹島問題の解決なくしては日韓国交正常化なし』という強硬な立場を貫くことができず、結局『解決』を『解決のめどをつけること』と譲歩していった」。

それとともに、藤井賢二氏に対しては、本記述が氏の未公表の研究成果を利用し、氏が行うべき公表の権利を毀損するような内容となってしまったこと、また事前の記述内容掲載の許可の確認を怠ったことにつきお詫び申し上げます。また、事後となったにもかかわらず、上記訂正の機会を与えて下さった、藤井賢二氏に感謝申し上げます。

表5（当該論文72頁掲載）について

本表（表5）は、2006年12月23日に島根県立大学で開催された第9回日韓・日朝交流史研究会／第2回市民研究員定例研究会において、藤井賢二氏が「戦後日韓漁業問題再考—李承晩ラインを中心に—」と題して研究報告を行った際のレジュメから転載させていただいたもので、氏が『水産業の現況 1955～57年版』（大日本水産会出版部、1957年4月、東京）より作成した先駆的な研究業績の一部に依ります。従って、本表の転載は、結果的に藤井賢二氏の未公表の研究成果を転用し、氏が行うべき公表の権利を毀損するような形となり、さらに出所に明記した「『水産業の現況 1955～1957年版』 大日本水産会出版部、1957年。なお、2006年12月23日に藤井賢二氏が『戦後日韓漁業問題再考—李承晩ラインを中心に—』と題して研究報告を行ったレジュメより再掲」との記載は、氏に対し失礼な表現となり、氏の研究成果を筆者のそれと誤解させる表現となるため、ここに以上のことを明記させていただくとともに、出所の記載を「2006年12月23日に藤井賢二氏が『戦後日韓漁業問題再考—李承晩ラインを中心に—』と題して研究報告を行ったレジュメより転載」に訂正いたします。

それとともに、藤井賢二氏に対しては、本表の転載が氏の未公表の研究成果を転用し、氏が行うべき公表の権利を毀損するような形となってしまったこと、また事前の転載許可の確認を怠ったことにつきお詫び申し上げます。また、事後となったにもかかわらず、上記訂正の機会と転載をご了承下さった、藤井賢二氏に感謝申し上げます。

表6（当該論文72-3頁掲載）に関して

本表（表6）は、2006年12月23日に島根県立大学で開催された第9回日韓・日朝交流史研究会／第2回市民研究員定例研究会において、藤井賢二氏が「戦後日韓漁業問題再考—李承晩ラインを中心に—」と題して研究報告を行った際のレジュメから転載させていただいたもので、氏が『日韓漁業対策運動史』（日韓漁業協議会、1968年2月、東京）より作成した先駆的な研究業績の一部に依ります。従って、本表の転載は、結果的に藤井賢二氏の未公表の研究成果を転用し、氏が行うべき公表の権利を毀損するような形となり、さらに出所に明記した「『日韓漁業対策運動史』日韓漁業協議会、1968年。なお、2006年12月23日に藤井賢二氏が『戦後日韓漁業問題再考—李承晩ラインを中心に—』と題して研究報告を行ったレジュメより再掲」との記載は、氏に対し失礼な表現となり、氏の研究成果を筆者のそれと誤解させる表現となるため、ここに以上のことを明記させていただくとともに、出所の記載を「2006年12月23日に藤井賢二氏が『戦後日韓漁業問題再考—李承晩ラインを中心に—』と題して研究報告を行ったレジュメより転載」に訂正いたします。

それとともに、藤井賢二氏に対しては、本表の転載が氏の未公表の研究成果を転用し、氏が行うべき公表の権利を毀損するような形となってしまったこと、また事前の転載許可の確認を怠ったことにつきお詫び申し上げます。また、事後となったにもかかわらず、上記訂正の機会と転載をご了承下さった、藤井賢二氏に感謝申し上げます。

資料2（当該論文80頁掲載）に関して

本資料（資料2）は、『韓日会談漁業委員会議事録（第一、二、三次会談）』（韓国政府外務部、1958年）掲載の図を製図し直し、「【図1】韓国に関する日本漁業の操業水域」と題して、藤井賢二「李承晩ライン宣布への過程に関する研究」（『朝鮮学報』第百八十五輯、平成十四年十月刊）77頁に掲載された、藤井賢二氏の研究業績に依ります。日韓国交正常化交渉時における朝鮮半島周辺の日本漁業の操業水域を図示する際、他に代え難い鮮明な作図資料であり、当該論文に転載させていただきました。転載にあたっては、藤井賢二氏に対し、事前の転載許可の確認を怠ったことにつきお詫び申し上げます。また、事後となったにもかかわらず、転載をご了承下さった、藤井賢二氏に感謝申し上げます。以上により、出所に明記した「再掲」は、藤井賢二氏の研究成果を筆者のそれと誤解させる表現となるため、「転載」に訂正いたします。

以上、ご指摘下さった藤井賢二氏には、重ねてお詫びを申し上げます。